

茨城県 HTLV-1 母子感染対策マニュアル (第3版)

平成 28 年3月

茨城県 HTLV-1 母子感染対策協議会



茨 城 県

目 次

I 茨城県 HTLV-1 母子感染対策マニュアル

1 目的	1
2 母子感染対策の対象	1
3 茨城県 HTLV-1 母子感染対策フローチャート	2
4 関係機関の役割	
(1) 産科医療機関	3
(2) 小児科医療機関	7
(3) 市町村（母子保健担当課）	8
(4) 保健所（母子保健・感染症担当課）	8
(5) 茨城県 HTLV-1 母子感染対策体系図	9
5 検査説明および保健指導のための教材等	10

II 様式編

1 産科医療機関

- (1) 確認検査における HTLV-1 抗体検査結果が陽性であった妊婦の方へ 資料1
情報提供に関する同意書（様式1）
- (2) 小児科医療機関情報提供書（様式2）
- (3) 妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査等実施報告書（様式3）

2 小児科医療機関

- (1) 小児（3歳以降）の HTLV-1 抗体検査について 資料2

3 市町村（母子保健担当課）

- (1) 3歳児健康診査における児の検査実施状況報告（様式4）

III 資料編

- 1 HTLV-1 相談窓口 資料3
- 2 市町村母子保健担当課連絡一覧 資料4
- 3 茨城県 HTLV-1 母子感染対策協議会設置要項 資料5
- 4 協議会及びマニュアル検討委員名簿 資料6

茨城県 HTLV-1 母子感染対策マニュアル

1 目 的

HTLV-1 キャリア妊婦からの母子感染を予防するため、キャリア妊婦を発見し、その妊婦から出生した児にキャリア化防止策（栄養方法の選択等）を講じることにより、新たなキャリアの発生を防止することを目的とする。

2 母子感染対策の対象

（１）妊婦健康診査で HTLV-1 抗体検査を受けたすべての妊婦

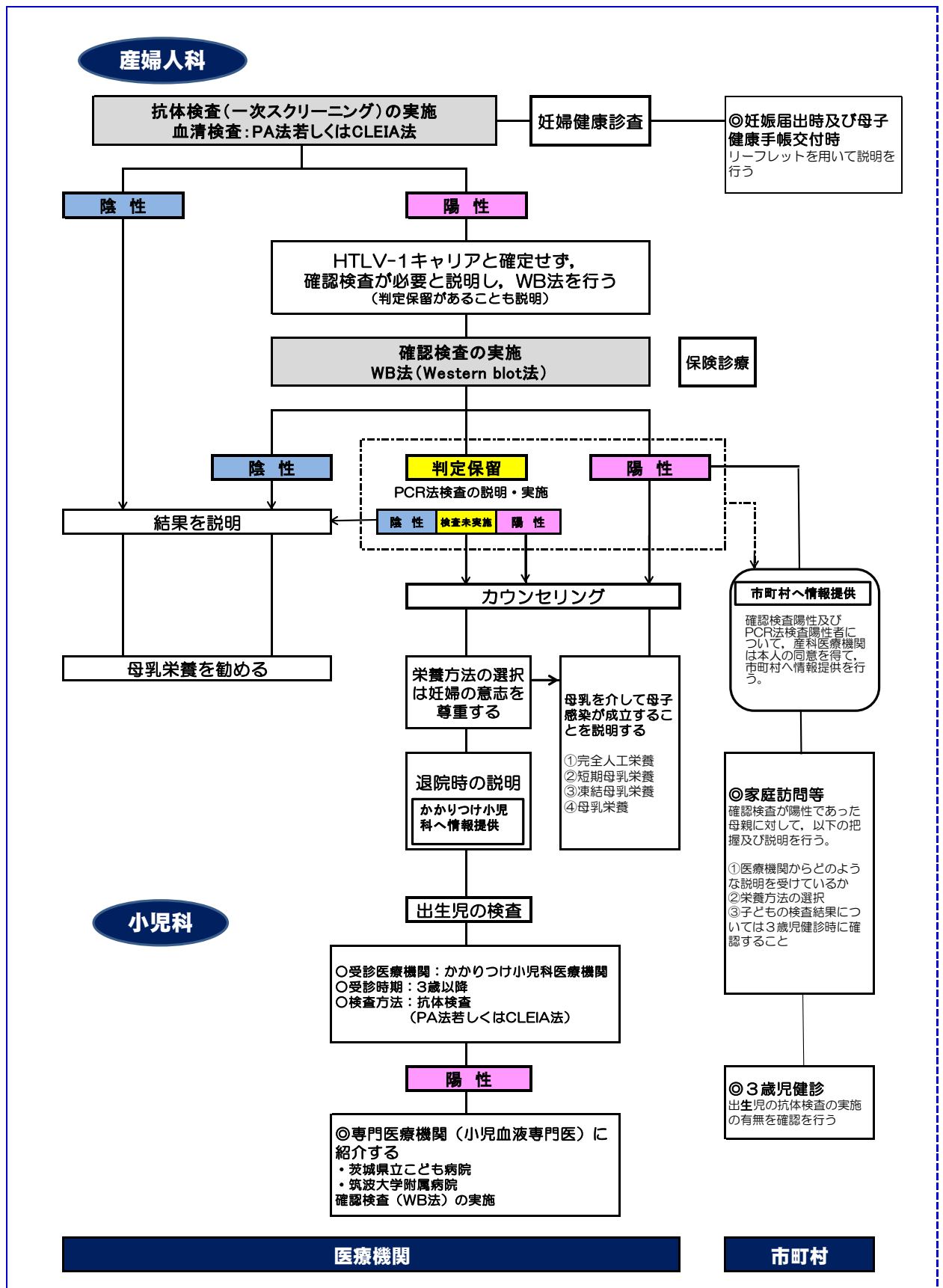
HTLV-1 抗体検査（血中 HTLV-1 抗体測定）を妊娠初期から妊娠 30 週頃までに PA 法もしくは EIA 法（CLEIA 法）で行う。

妊娠末期にスクリーニングを行うと、陽性の場合に、母乳栄養法等の母子感染予防対策について十分に相談する時間をとれない可能性があることから、茨城県では妊婦一般健康診査票の 1 回目の検査項目に含めている。

抗体検査（一次スクリーニング）の必要性を理解し、母子感染防止に関する知識の普及を行う。

（２）妊婦健康診査における確認検査にて HTLV-1 キャリアと判定された妊婦，及びその出生児

3 茨城県 HTLV-1 母子感染対策フローチャート



4 関係機関の役割

(1) 産科医療機関

1) 妊婦一般健康診査時の HTLV-1 抗体検査（一次スクリーニング）の実施

検査を施行する前に必ず HTLV-1 抗体検査の必要性や実施の方法について説明を行う。

検査は、PA 法（粒子凝集法）もしくは EIA 法（CLEIA 法）で行う。CLEIA 法は化学発光酵素免疫測定法であり、酵素免疫測定法(EIA 法)に基づく検査である。HTLV-1 スクリーニングにおいて両検査法を施行する必要はなく、どちらか一方のスクリーニングで十分である。

＜注＞前回妊娠時の検査が陰性であっても、その後の夫婦間感染の可能性があるため、妊娠ごとに検査を受ける方が望ましい。前回陽性者についても念のため検査を受けるよう勧める。

2) 一次スクリーニング検査陽性者に対する確認検査について妊婦への説明

確認検査（WB 法）の目的と方法について説明を行う。

- ①PA 法もしくは EIA 法による一次スクリーニング検査結果が陽性となっても、偽陽性があるため直ちに感染しているとの判断はできず、確認検査（WB 法）が必要である。
- ②一次スクリーニング(PA 法もしくは EIA 法)で陽性であっても確認検査(WB 法)で陰性であれば、陰性として取り扱う。
- ③確認検査(WB 法)を行っても、感染しているかどうか分からない場合（判定保留）がある。判定保留の頻度は、10～20%と言われている。

＜注＞妊婦の健康状態や妊婦の求め等に応じて、追加で説明が必要となる場合があり、最終的に、妊婦が確認検査を受けることを希望する場合に検査を行う。確認検査（WB 法）をしても判定保留が存在することを説明する。安易に一次スクリーニングの検査が陽性であっただけで HTLV-1 キャリアと告知することは、絶対に避けなければならない。

【資料1】「妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査が陽性だった妊婦さんへ」

【参考資料】 1) 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル, P43」

2) 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き, P1」

【妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査（一次スクリーニング）結果が陽性であった妊婦の方へ】（説明例）

あなたから採血して調べた HTLV-1 抗体検査（一次スクリーニング）の結果が陽性でした。

しかし、これは「あなたは HTLV-1 に感染しています」ということを、ただちに意味するものではありません。

今回の検査は感染していないことをはっきりさせることができる検査ですが、この検査結果だけで感染していると決めることはできません。

したがって、それを確かめるために、確認検査が必要です。この検査を受けることを希望される場合は、改めて血液検査を受けてください。

この確認検査結果が陽性であった場合は「HTLV-1 に感染している可能性が高い（HTLV-1 キャリア）」、陰性の場合は「HTLV-1 に感染していない」と判断します。ただし、残念ながら、一部に確認検査の結果が「判定保留」と出ることがあり、この場合は「HTLV-1 に感染しているか現在のところ不明」です。

3）確認検査（WB 法）陽性者への説明（妊婦への説明）

確認検査（WB 法）結果が陽性の場合は、HTLV-1 に感染している可能性は高く、HTLV-1 キャリアとして対応する必要がある。HTLV-1 キャリアの説明は本人のみ行う事を原則とする。

①説明時期と方法

- ・説明の時期は、HTLV-1 キャリア妊婦が十分に状況を理解し、授乳方法を決定できる妊娠 35 週頃までに行う。原則同じ産婦人科医師が説明を行う。

②母子（母乳）感染について

- ・これまでの調査では 6 か月以上の長期授乳による母子感染は 15～20%程といわれている。
- ・人工乳により大部分は感染の防止が可能であるが、母乳を授乳しなくても約 3%は感染する可能性が残る。

③ATL および HAM についての説明

- ・HTLV-1 に感染していても約 95%の方は生涯病気になることはない。しかし、一部の方は ATL（成人 T 細胞白血病）といわれる血液の病気や HAM（HTLV-1 関連脊髄症）、または HU（HTLV-1 関連ぶどう膜炎）といわれる眼の病気などを発症する場合がある。（過度の不安を招かないためパンフレット等を用いて説明する）

④HTLV-1 キャリア妊婦で妊婦健康診査実施機関と分娩機関が違う場合

- ・HTLV-1 キャリアと把握した医療機関は、分娩する産科医療機関に紹介状を書く際に、妊婦本人にも同意を得たうえで、「HTLV-1 キャリアである」旨を記載する。

⑤市町村への情報提供について

- ・母親に同意を得て様式 1，市町村の母子保健担当課に相談支援を依頼する。同意書は、市町村の母子保健担当課に電話連絡後、郵送等で送付する。

＜注＞ 確認検査（WB 法）が陽性である場合の告知は特に慎重に行う必要がある。
将来の ATL 発症率などを示し、母乳を介して HTLV-1 母子感染が生じる可能性などなどの知識を提供する。不安をかきたてないような配慮が必要である。家族への説明は妊婦本人が希望した時のみ行う。医療関係者は本人が相談した範囲を把握し記録しておく。

【配付資料】 2) 「HTLV-1 キャリアのみなさまへ」を手渡し説明

【参考資料】 1) 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル, P43～」

2) 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き, P3」

3) 「HTLV-1 キャリア指導の手引き」

4) 判定保留者への説明

PCR 法の検査についての説明を丁寧に行い、母親が検査を希望するかしないかを決定できるよう支援していく。

- ①検査の結果は判定保留であり HTLV-1 キャリアとはいえない。
- ②判定保留の中には一部 HTLV-1 キャリアもいるが、全く感染していない人も含まれている。
- ③判定保留の中で、どのくらい HTLV-1 キャリアがいるのか現状では不明である。
- ④判定保留の中に含まれる HTLV-1 キャリアからの母乳を介した母子感染率については、現在のところデータがない。
- ⑤検査費用の負担方法については、別途説明する。
- ⑥PCR 法を実施した結果、陽性となった母親に対しては、**様式 1**により同意を得たうえで市町村の母子保健担当課に相談支援を依頼する。

【参考資料】 1) 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル, P50」

2) 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き, P4～6」

5) 分娩後のキャリアへの対応について

HTLV-1 キャリア妊婦は、分娩、産褥期を迎えるまでに、HTLV-1 についての知識を得て、栄養方法の選択について意思決定を行っていることが重要である。

＜栄養方法の選択にかかる意思決定支援＞

栄養方法	指導
①人工栄養を選択した場合	母乳分泌を抑制する処置を行う
②短期母乳栄養を希望した場合	具体的な母乳中止時期の目安などを説明する ※満3か月までに人工栄養に切り替える
③凍結母乳栄養を希望した場合	搾乳手技や凍結方法について説明する
④母乳栄養を希望した場合	一般的な指導を行う

【参考資料】 1) 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル, P26～31, 53～59」
2) 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き, P7～9」

6) 退院時の説明（出生児の抗体検査について）

HTLV-1 キャリア妊婦から生まれた児が母子感染を起こしているか否かは、移行抗体が残存していることがあるので、どの栄養方法を選んだとしても、3歳以降に検査することが推奨されている。しかし、検査をするか否かは母親の判断である。感染していないことがわかればATLやHAMなどの病気の心配はなくなる。もし、感染していた場合、適当な時期に告知をすることが必要であり、HAM等の症状に早く気づく等、早期対応が可能である。

- ①検査時期は3歳を過ぎてからであり、検査機関はかかりつけ小児科医療機関が望ましい。子どもへの感染の可能性、栄養方法の選択など悩みを抱える母親への支援について、様式2を退院時に母親に渡し、かかりつけ小児科医へ母親から相談を行うように促す。
- ②費用：保険診療（病名はHTLV-1 母子感染うたがい）

7) 子ども家庭課への報告

毎年1回、6月末日までに、様式3に基づき前年度の検査実績を茨城県保健福祉部子ども家庭課にFAXで報告する。

(2) 小児科医療機関

HTLV-1 キャリアの母親から出生した児が受診した場合、母親の育児支援および出生児の抗体検査を行う。

1) 経過観察

乳幼児健康診査等により児の成長発達や健康状態、栄養方法の確認を行うとともに、地域での養育支援が必要な場合、保護者の同意を得て居住地の保健機関（市町母子保健担当課・保健所）へ依頼する。

2) 児の抗体検査について

- ①検査の時期：3歳以降
 - ②検査：PA法またはEIA法（CLEIA法）
 - ③費用：保険診療（病名はHTLV-1 母子感染うたがい）
- ※抗体検査の実施が困難な場合、以下の専門医療機関を紹介する。

【専門医療機関】

◆茨城県立こども病院	小児血液内科	TEL 029-254-1151	代表/小児血液内科 予約係
◆筑波大学附属病院	小児内科	TEL 029-853-3727	地域医療連携室 医療機関専用電話
		FAX 029-853-3712	地域医療連携室 医療機関専用FAX

3) 児の抗体検査結果の告知と確認検査について

- ①陰性の場合：母親に結果を伝える。
- ②陽性の場合：母親に専門医療機関を紹介し、専門医療機関において確認検査（WB法）を行う。検査費用は保険診療。

【資料2】「小児（3歳以降）のHTLV-1 抗体検査について」

＜説明資料2：内容の一部抜粋＞

「3歳になったら、かかりつけの小児科医療機関で子どもの抗体検査を受けるよう言われた」と母親から電話で相談があった場合、まず、相談に至った経緯をよく聴いていただき、以下の①または②のいずれかの対応をしてください。また、どのような栄養方法で育てたかについての情報を得ておきましょう。（電話対応する職員全員に周知しておくことが大切です。）

①かかりつけの小児科医療機関で抗体検査と結果説明ができる場合

- ・抗体検査について説明し、その結果陽性の場合は、確認検査が必要なことについても説明する。

抗体検査はPA法またはEIA法（CLEIA法）。費用は保険診療となる。

- ・心配なことや不安なことがあれば相談するよう伝え、母親の不安を受け止める。

②かかりつけの小児科医療機関で抗体検査と結果説明等の対応が困難な場合

- ・茨城県立こども病院または筑波大学附属病院で抗体検査及び確認検査ができることを説明する。
- ・母親が希望する病院に連絡を取り、スムーズに検査が受けられるよう調整する。

(3) 市町村母子保健担当の役割

1) 妊娠届け及び母子健康手帳の交付時

妊娠届出時及び母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査におけるHTLV-1 抗体検査の実施及び同意が得られれば市町村において検査結果の確認を行うことがある等について説明する。

2) 児の抗体検査実施の確認

3歳児健康診査時等に子どもが抗体検査を受けたかどうかの把握を行う。

3) その他

- ①医療機関及びHTLV-1 キャリアの母親から相談があった場合はよく話を聴き、相談に応じる。

- ②必要時，産科や小児科，保健所と連携を図り，相談者の心理的ケアを重点的に
行う。
- ③キャリアに関する情報はすべて厳格に秘密を守る必要があるため，妊婦（母親）
のプライバシーの保護には十分に注意する。
- ④栄養方法について，乳幼児健診や乳児訪問時等に確認する。

4) 子ども家庭課への報告

毎年 1 回，6 月末日までに，様式 4に基づき前年度の検査実績を茨城県保健福祉
部子ども家庭課に FAX で報告する。

（4）保健所の役割

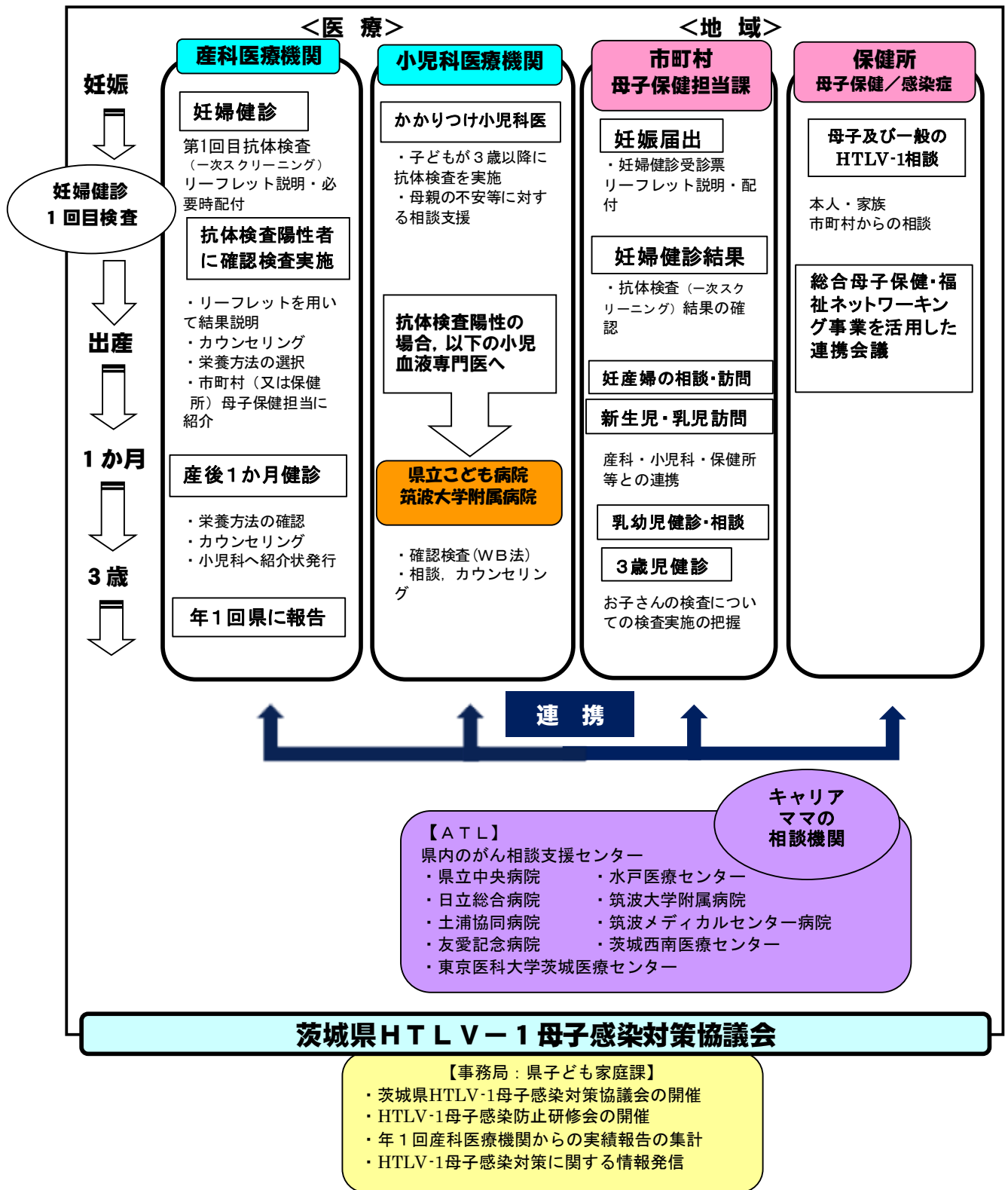
1) 一般の相談対応

妊産婦や一般成人等から相談があった場合，よく話を聴き，相談に応じる。

2) 市町村に対する支援

市町村からの相談に対する指導・助言を行う。必要時，総合母子保健・福祉ネッ
トワーキング事業を活用した連携会議等により，医療と保健の連携体制について検
討する。

(5) 茨城県 HTLV-1 母子感染対策体系図



5 検査説明および保健指導のための教材等

(1) 説明用資料

- 1) 「妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査が陽性だった妊婦さんへ」 資料1
- 2) 「小児（3歳以降）の HTLV-1 抗体検査について」 資料2

(2) 配付資料

- 1) 「HTLV-1 抗体検査を受けましょう」厚生労働省発行リーフレット
- 2) 「HTLV-1 キャリアのみなさまへ」

(3) 参考資料

- 1) 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル」
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課，H23.3
- 2) 「HTLV-1 母子感染防止対策 医師向け手引き」
厚生労働科学特別研究事業，H23.3
- 3) 「HTLV-1 キャリア指導の手引き」厚生労働省研究班作成，H23.2
- 4) 「HTLV-1 キャリアのみなさまへ よくわかる詳しくわかる HTLV-1」
厚生労働科学研究費補助金研究事業
- 5) 「ATL どんな病気？」厚生労働科学特別研究事業，H21

(4) 参考ホームページ

- 1) 厚生労働省 HTLV-1 ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou29/>
- 2) HTLV-1 母子感染予防研究班ウェブサイト <http://HTLV-1mc.org/>

妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査が陽性だった妊婦さんへ

今回、あなたから採血して調べた HTLV-1 抗体検査結果は陽性でした。
しかし、これは「あなたは HTLV-1 に感染しています」ということを、ただちに意味するものではありません。

この検査結果だけで、感染していると決めることはできません。

そのため、それを確かめるためにウェスタンブロット法という精密検査（確認検査）を行う必要があります。

この確認検査が陽性であった場合は「HTLV-1 に感染している可能性が高い」といえます。また、陰性であった場合は「HTLV-1 には感染していない」と判断します。

ただし、残念ながら、一部に精密検査の結果が「判定保留」と出ることがあり、「HTLV-1 に感染しているかどうか現在のところ不明」ということになります。

今回の検査の結果を受けて、不安なことや質問したいことなどがあれば、遠慮せずにご相談ください。

HTLV-1 検査の流れ

今回の検査結果

一般医療機関
妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査

陽性

確認検査

確認検査

陰性

判定保留

陽性

感染なし

感染の有無
は不明

感染あり

PCR 法による精密検査

ご相談ください



確認検査における HTLV-1 抗体検査結果が陽性であった妊婦の方へ

あなたから採血して調べた HTLV-1 確認検査の結果は陽性でした。
この結果は、「HTLV-1 に感染している可能性が高い (HTLV-1 キャリア)」ことを意味します。

キャリアとはウイルスに感染し、体内にウイルスは存在しているが、病気は発症していない状態をいいます。HTLV-1 に感染した人のほとんどは、ウイルスによる病気を発症することなく一生を過ごしますが、ごく一部の人 (年間キャリア約 1000 人に 1 人の割合) は、感染してから 40 年以上経過した後に、成人 T 細胞白血病 (ATL) という病気になることがあります。また、極めてまれに HTLV-1 関連腎臓症 (HAM) という病気を発症することもあります。

HTLV-1 は、主に母乳や性行為を介して感染するとされています。お母さんが HTLV-1 キャリアの場合は、母乳を介してお子さんに感染する可能性があるため、栄養方法を工夫することが必要です。現段階では、ワクチンや抗ウイルス薬は開発されていないので、親の意思による栄養方法の選択以外には、感染の可能性を減らすことはできません。

母乳からの感染を防ぐ方法として、①人工栄養②短期母乳栄養 (3 か月までに母乳を中止し人工栄養に切り替える) ③凍結母乳栄養があります。それぞれ、長所と短所がありますので、主治医・助産師等にご相談ください。

母乳をあげたら 100% 感染する訳ではありません。また、全くあげなかった場合でも感染の可能性がゼロになる訳ではありません。そのため、お母さんとしては、とても悩み迷います。しかし、お子さんのことを真剣に考えて選ばれた栄養方法は、どれをとっても「お子さんへの愛情」から来るものですから、それを全力でサポートいたします。

※「HTLV-1 キャリアのみなさまへ」パンフレットをご覧ください。

お子さんが HTLV-1 に感染していないか検査をする時期として、お子さんが 3 歳を過ぎた頃に HTLV-1 抗体検査を受けることをお勧めしています。お子さんの検査は、かかりつけの小児科で受けることができますので、まずは小児科の主治医にご相談下さい。

また、今後のお母さん自身のこと、お子さんのことなど、お住まいの市町村では乳幼児相談などを通して、育児をサポートしておりますので、保健センターの保健師等にご相談下さい。

情報提供に関する同意書

私は ☐ 住所地の市町村に情報提供をすること
☐ 退院時に小児科医療機関への情報提供書を発行すること
に同意します。

※作成された情報提供書をご自身で小児科へお持ちいただくことになります

平成 年 月 日

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

情報提供書

小児科医療機関 御中

平成 年 月 日

医療機関の
住所・名称

電話番号

医師氏名

印

フリガナ 患者氏名		生年月日	平成 年 月 日	男 ・ 女
--------------	--	------	----------	-------------

○傷病名及び紹介目的	HTLV-1 母子感染うたがい (キャリアの母親から生まれたお子さんの感染の有無について、3歳以降の検査が推奨されています)
○母親の抗体検査結果	①確認検査結果 (WB 法) ☐ 陽性 ☐ 判定保留 ②PCR 検査結果 ☐ 実施 (☐ 陽性) ☐ 未実施
○栄養方法	☐ 完全人工栄養 ☐ 短期母乳栄養 (満3ヶ月までに人工栄養に切り替える) ☐ 凍結母乳栄養 ☐ 母乳栄養
○備 考	

【送信先】
茨城県保健福祉部子ども家庭課
FAX:029-301-3269

様式3

妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査等実施報告書

貴院での検査数及び検査結果等について、内に人数を記載してください。

○調査対象:平成 年 4月～平成 年 3月末日に、HTLV-1抗体検査を実施した妊婦

○報告時期:年1回報告。

報告期限:平成 年 4月～平成 年 3月末日分 →平成 年 6月末日まで

産婦人科医療機関名	
問い合わせ先	ご担当者名: 電話番号:

HTLV-1抗体検査

①実施者数: 名 ②検査方法(PA法・EIA法・CLEIA法)
※いずれかに○をつけてください。
③陰性者数: 名
④陽性者数: 名

確認検査(WB法)

①実施者数: 名 ②未実施者数: 名

陰性

名

判定保留

名

陽性

名

PCR法: 実施 名, 未実施 名

陰性

名

陽性: 名

①指導・カウンセリング実施

名

②同意後、市町村連絡

名

①指導・カウンセリング実施

名

②同意後、市町村連絡

名

ご協力ありがとうございました。



小児（3歳以降）のHTLV-1抗体検査について

☆ 母親が子どもへのかかわり方で気をつけること

栄養方法を考慮することを除いて、かかわり方に違いはありません。母子間の触れ合いで感染がおこることはありません。

☆ 子どものHTLV-1抗体検査について

どのような栄養方法を選択したかにかかわらず、HTLV-1キャリアの母親の子どもに感染していないかを確認するために、3歳の時、またはそれ以降にHTLV-1の抗体検査を受けることを勧めています。

「3歳になったら、かかりつけの小児科医療機関で子どもの抗体検査を受けるよう言われた」と母親から電話で相談があった場合、まず、相談に至った経緯をよく聴いていただき、以下の1) または2) のいずれかの対応をしてください。また、どのような栄養方法で育てたかについての情報を得ておきましょう。（電話対応する職員全員に周知しておくことが大切です。）

1) かかりつけの小児科医療機関で抗体検査と結果説明ができる場合

- ・抗体検査について説明し、その結果陽性の場合、確認検査が必要なことについても説明する。抗体検査はPA法またはEIA法（CLEIA法）。費用は保険診療。
- ・心配なことや不安なことがあれば相談するよう伝え、母親の不安を受け止める。

2) かかりつけの小児科医療機関で抗体検査と結果説明等の対応が困難な場合

- ・茨城県立こども病院または筑波大学附属病院で抗体検査及び確認検査ができることを説明する。
- ・母親が希望する病院に連絡を取り、スムーズに検査が受けられるよう調整する。

☆ 子どもの抗体検査の結果説明について

1) 一次スクリーニング抗体検査が陰性の場合の説明

陰性の場合、母親に速やかに結果を説明する。

2) 一次スクリーニング抗体検査が陽性の場合の説明

確認検査（WB法）が必要であることを説明する。



お子さまから採血して調べた HTLV-1 抗体検査の結果が陽性でした。しかし、これは「お子さまは HTLV-1 に感染しています」ということを、ただちに意味するものではありません。

したがって、それを確かめるために、確認検査が必要です。この検査を受けることを希望される場合は、改めて血液検査を受けてください。

この確認検査結果が陽性であった場合は「HTLV-1 に感染している可能性が高い（HTLV-1 キャリア）」、陰性の場合「HTLV-1 に感染していない」と判断されます。

ただし、残念ながら、一部に確認検査の結果が「判定保留」と出ることがあり、この場合は「HTLV-1 に感染しているか現在のところ不明」です。

※ 確認検査については、茨城県立こども病院または筑波大学附属病院の小児血液専門医を紹介。そこで検査が受けられることを説明し、病院への紹介状及び連絡調整を行い、スムーズに検査が受けられるように配慮する。

【参考文献】1. H23.3.2 厚生労働省「HTLV-1 母子感染予防対策全国研修会」長崎大学病院小児科森内浩幸教授講演資料「HTLV-1 母子感染に関する保健指導とカウンセリングについて」より一部抜粋
2. 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き P10」より一部抜粋

3 歳児健診における児の検査実施状況報告

○調査対象：平成 年 4 月～平成 年 3 月末日に、HTLV-1 感染疑いがある 3 歳児
健康診査の対象者

○報告時期：年 1 回報告。

報告期限：平成 年 4 月～平成 年 3 月末日分 →平成 年 6 月末日まで

市町村名	
担当者名	
連絡先	

<3 歳児健康診査の状況>

①HTLV-1 母子感染の疑いがある対象児 人

②3 歳児健診時に状況を確認出来た対象児 人

検査実施 人 → 陽性 人

陰性 人

検査未実施 人

＜茨城県におけるHTLV-1に関する相談機関一覧表＞

No.	施設の名称	住所	TEL	相談受付曜日・ 時間	受付相談内容				相談方法				
					母子感染	一般	ATL	HAM	来所	TEL	FAX	メール	
1	茨城県立中央病院茨城県地域がんセンター相談支援センター	笠間市鯉淵6528	0296-78-5420(直通)	月・金 9:00-16:00			○			○	○	○	○
2	国立病院機構水戸医療センター医療相談室がん相談支援センター肝疾患相談支援センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711(代表)	月・金 8:30-17:15			○			○	○		
3	日立総合病院茨城県地域がんセンターがん相談支援室	日立市城南町2-1-1	0294-23-8776(直通)	月・金 8:00-16:30			○			○	○		
4	筑波大学付属病院がん患者相談・支援部門	つくば市天久保2-1-1	029-853-7970(直通)	月・金 9:00-16:00			○			○ (予約)	○		
5	筑波メディカルセンター病院・茨城県地域がんセンター患者家族相談支援センター	つくば市天久保1-3-1	029-858-5377(直通)	月・金 9:30-16:30			○			○	○	○	
6	土浦協同病院・茨城県地域がんセンター相談支援センター	土浦市真鍋新町11-7	029-823-3111(代表)	月・金 8:30-17:00			○			○	○	○	○
7	東京医科大学茨城医療センター相談支援センター	稲敷郡阿見町中央3-20-1	029-887-1157(直通)	月・金 8:30-16:40 第1,3,5土 8:30-11:40			○			○			
8	友愛記念病院相談支援センター	古河市東牛谷707	0280-97-3353(直通)	月・金 9:00-17:00 土 9:00-12:00			○			○ (予約)	○ (予約)	○	○
9	茨城西南医療センター病院がん相談支援センター	猿島郡境町2190	0280-87-6704(直通)	月・金 8:30-17:00 第1,3土 8:30-12:30			○			○	○	○	○

No.	施設の名称	住所	TEL	相談受付曜日・ 時間	受付相談内容			相談方法					
					母子感染	一般	ATL	HAM	来所	TEL	FAX	メール	
10	水戸保健所	水戸市笠原町993-2	029-244-2828	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
11	ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95	029-265-5647	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
12	常陸大宮保健所	常陸大宮市姥賀町2978-1	0295-52-1157	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
13	日立保健所	日立市助川町2-6-15	0294-22-4192	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
14	鉾田保健所	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-2158	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
15	潮来保健所	潮来市大洲1446-1	0299-66-2118	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
16	竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2172	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
17	土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	029-821-5398	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
18	つくば保健所	つくば市松代4-27	029-851-9287	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
19	筑西保健所	筑西市甲114	0296-24-3911	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
20	常総保健所	常総市水海道森下町4474	0297-22-1351	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			
21	古河保健所	古河市北町6-22	0280-32-3021	月-金 8:30-17:15	○	○			○	○			

市町村母子保健担当課連絡一覧

資料 4

	市町村名	母子保健担当課名	電話番号	FAX番号
1	水戸市	保健センター	029-243-7311	029-244-0157
2	日立市	健康づくり推進課	0294-21-3300	0294-27-2112
3	土浦市	健康増進課	029-826-3471	029-821-2935
4	古河市	健康づくり課	0280-48-6883	0280-48-6876
5	石岡市	健康増進課 石岡保健センター	0299-24-1386	0299-24-4638
6	結城市	健康増進センター	0296-32-7890	0296-32-8350
7	龍ヶ崎市	健康増進課	0297-64-1039	0297-64-5027
8	下妻市	保健センター	0296-43-1990	0296-44-9744
9	常総市	保健推進課	0297-23-3111	0297-23-3119
10	常陸太田市	健康づくり推進課	0294-73-1212	0294-73-1213
11	高萩市	健康づくり課	0293-24-2121	0293-22-0700
12	北茨城市	健康づくり支援課	0293-43-1111	0293-43-0831
13	笠間市	健康増進課	0296-77-9145	0296-77-9146
14	取手市	保健センター	0297-85-6900	0297-85-6901
15	牛久市	健康づくり推進課	029-873-2111	029-873-1775
16	つくば市	健康増進課	029-883-1111	029-868-7535
17	ひたちなか市	健康推進課	029-276-5222	029-276-0209
18	鹿嶋市	保健センター	0299-82-6218	0299-82-6219
19	潮来市	かすみ保健福祉センター	0299-64-5240	0299-80-3077
20	守谷市	保健センター	0297-48-6000	0297-48-6319
21	常陸大宮市	健康推進課	0295-54-7121	0295-54-7123
22	那珂市	健康推進課	029-270-8071	029-298-8890
23	筑西市	健康づくり課	0296-22-0506	0296-25-2913
24	坂東市	健康づくり推進課	0297-35-3121	0297-35-9822
25	稲敷市	健康増進課	0297-87-6111	0297-87-6010
26	かすみがうら市	健康長寿課保健センター	029-898-3212	029-898-2595
27	桜川市	健康推進課	0296-75-3195	0296-75-4609
28	神栖市	健康増進課	0299-90-1331	0299-90-1330
29	行方市	健康増進課	0291-34-6200	0291-34-6003
30	鉾田市	健康増進課	0291-33-3691	0291-33-3717
31	つくばみらい市	健康増進課	0297-25-2100	0297-52-0990
32	小美玉市	健康増進課(四季健康館)	0299-48-0221	0299-48-0044
33	茨城町	健康増進課	029-240-7134	029-240-7130
34	大洗町	健康増進課	029-266-1010	029-266-1012
35	城里町	健康福祉課	029-240-6550	029-240-6466
36	東海村	健康増進課	029-282-2797	029-282-2705
37	大子町	健康増進課	0295-72-6611	0295-72-6613
38	美浦村	健康増進課	029-885-1889	029-885-8295
39	阿見町	健康づくり課	029-888-2940	029-888-2945
40	河内町	保健センター	0297-84-4486	0297-84-4487
41	八千代町	福祉保健課	0296-48-1955	0296-48-0309
42	五霞町	健康福祉課	0280-84-1910	0280-84-1917
43	境町	健康推進課	0280-87-8000	0280-87-8002
44	利根町	保健福祉センター	0297-68-8291	0297-68-9149
茨城県保健福祉部子ども家庭課 電話 029-301-3257				

茨城県 HTLV-1 母子感染対策協議会設置要項

1 目的

HTLV-1 母子感染予防対策として、平成 23 年度より妊婦健康診査における HTLV-1 抗体検査を実施する体制が整ったところであるが、妊婦健康診査における検査体制や検査結果に基づく母親等への保健指導及びカウンセリング体制を今後整備していく必要がある。

このため、県においては「HTLV-1 母子感染対策協議会」を設置し、HTLV-1 母子感染対策における検査体制の整備や検査結果に基づく母親等への保健指導及びカウンセリング体制の整備、陽性の母親の子どもに対する検査体制の整備について協議し、県内全域で一貫した HTLV-1 母子感染防止対策の推進を図ることを目的とする。

2 構成

- (1) 構成員は、医師、学識経験者及び行政の各関係者とする。委員数は 8 名とする。
- (2) 協議会に座長を置き、子ども家庭課長が指名する。座長に事故があるときはあらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- (3) 保健福祉部子ども家庭課及び保健予防課は、協議会に出席し発言することができる。
- (4) 子ども家庭課長は必要に応じ、その他学識経験者等の出席を求めることができる。

3 構成員の任期及び協議会開催回数等

- (1) 構成員の任期は概ね 2 年とする。
- (2) 構成員は再任することができる。
- (3) 協議会は、今年度 1 回程度開催する。

4 その他

- (1) 協議会の事務局は、保健福祉部子ども家庭課に置く。

附則

この要項は、平成 23 年 9 月 5 日より施行する。

附則

この要項は、平成 24 年 8 月 31 日より施行する。

平成27年度茨城県 HTLV-1 母子感染対策協議会及びマニュアル検討委員名簿

区分		職 名	氏 名	備 考
一般社団法人 茨城県医師会		副会長	石渡 勇	石渡産婦人科病院 院長
		常任理事	山脇 英範	やまわきこども クリニック 院長
茨城県産婦人科医会		会 長	青木 雅弘	青木医院 院長
学識経験 者	公衆衛生関係		濱田 洋実	筑波大学医学医療系 産科婦人科学 教授
	血液疾患関係		堀 光雄	茨城県立中央病院 血液内科部長
一般社団法人茨城県助産 師会		会 長	工藤 登志子	みどりご助産院
茨城県市町村保健師 連絡協議会		推薦委員	湯本 陽子	下妻市保健センター 主幹
保健所長		代 表	本多 めぐみ	茨城県つくば保健所 所長

(敬称略・五十音順)

【オブザーバー】

所 属	職 名	氏 名
茨城県保健福祉部保健予防課	係 長	堺堀 典子

【事務局】

所 属	職 名	氏 名
茨城県保健福祉部子ども家庭課	課 長	石川 祐治
	副参事	大平 正孝
	課長補佐	佐藤 敬
	係 長	綿引 美保子
	主 任	鈴木 佳奈



茨城県 HTLV-1 母子感染対策マニュアル

平成 23 年 11 月 第 1 版

平成 25 年 3 月 第 2 版

平成 28 年 3 月 第 3 版

編 集 茨城県 HTLV-1 母子感染対策協議会

事務局 茨城県保健福祉部子ども家庭課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

電話 029-301-3257

E-mail jifuku1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページアドレス [http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/
kodomo/index.html](http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/kodomo/index.html)